令 和 ２ 年 度

市 川 市 健 全 化 判 断 比 率 等

審 査 意 見 書

市 川 市 監 査 委 員

目　　次

市川市健全化判断比率審査意見書

第１　審査の種類 …… 7

第２　審査の対象 …… 7

第３　審査の期間 …… 7

第４　審査の着眼点 …… 7

第５　審査の実施内容 …… 7

第６　審査の結果 …… 7

第７　審査の概要 …… 8

第８　審査意見 …… 8

市川市資金不足比率審査意見書

第１　審査の種類 …… 13

第２　審査の対象 …… 13

第３　審査の期間 …… 13

第４　審査の着眼点 …… 13

第５　審査の実施内容 …… 13

第６　審査の結果 …… 13

第７　審査の概要 …… 14

第８　審査意見 …… 14

市川市健全化判断比率
審査意見書

市川第20210728－0010号
令 和 3 年 8 月 23 日

市川市長　村　越　祐　民　様

市川市監査委員　　菅　原　卓　雄
同　　白　土　英　成
同　　岩　井　清　郎
同　　荒　木　詩　郎

健全化判断比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について市川市監査基準（令和2年市川市監査委員告示第1号）に基づき審査したので、次のとおり意見を提出します。

第１　審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項による決算に基づく健全化判断比率審査

第２　審査の対象

１　令和2年度決算に基づく健全化判断比率

実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

２　上記各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第３　審査の期間

令和3年7月8日から同月28日まで

第４　審査の着眼点

(1) 法令等に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか。

(2) 法令等に基づく算出要素が、財政指標の計算に用いられているか。

(3) 財政指標の算定の基礎となった書類等が、適正に作成されているか。

(4) 財政指標の算定は、客観的事実に基づき公正な判断が行われているか。

第５　審査の実施内容

市長から審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、算定根拠資料との照合を行うほか、関係職員からの説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第６　審査の結果

市長から審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合しており、健全化判断比率は正確であると認められた。

第７　審査の概要

令和2年度決算に基づく健全化判断比率は、次表のとおりである。

区　　分	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	―	11.25%	20%
連結実質赤字比率	―	16.25%	30%
実質公債費比率	1.7%	25%	35%
将来負担比率	―	350%	

※　令和2年度の実質赤字比率及び連結実質赤字比率が「―」となっているのは、本市のすべての会計が黒字であり、算定の基礎となる赤字額がないことを表す。

　また、将来負担比率が「―」となっているのは、令和2年度決算において、将来負担額に充当可能な財源額が、将来負担額を上回っていることによるものである。

※　地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならない（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第4条第1項）。

　また、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければならない（同法第8条第1項）。

第８　審査意見

令和2年度決算に基づく健全化判断比率は、早期健全化基準を相当程度下回っていることが認められた。

市川市資金不足比率
審査意見書

市川第20210728－0011号
令 和 3 年 8 月 23 日

市川市長　村　越　祐　民　様

市川市監査委員　　菅　原　卓　雄
同　　白　土　英　成
同　　岩　井　清　郎
同　　荒　木　詩　郎

資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された令和2年度市川市公営企業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について市川市監査基準（令和2年市川市監査委員告示第1号）に基づき審査したので、次のとおり意見を提出します。

第１　審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項による決算に基づく資金不足比率審査

第２　審査の対象

令和2年度市川市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率

上記資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第３　審査の期間

令和3年7月8日から同月28日まで

第４　審査の着眼点

(1) 法令等に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか。

(2) 法令等に基づく算出要素が、財政指標の計算に用いられているか。

(3) 財政指標の算定の基礎となった書類等が、適正に作成されているか。

(4) 財政指標の算定は、客観的事実に基づき公正な判断が行われているか。

第５　審査の実施内容

市長から審査に付された令和2年度市川市公営企業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、算定根拠資料との照合を行うほか、関係職員からの説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第６　審査の結果

市長から審査に付された令和2年度市川市公営企業会計決算に基づく資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合しており、資金不足比率は正確であると認められた。

第７　審査の概要

令和2年度市川市公営企業会計決算に基づく資金不足比率は、次表のとおりである。

区　　分	令和2年度	経営健全化基準
下　水　道　事　業	―	20%

※　「―」は、資金不足が生じていないことを表す。

※　地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条第1項）。

第８　審査意見

令和2年度市川市公営企業会計決算に基づく資金不足比率は、資金の不足額がなかったことが認められた。